

令和 7 年 6 月 11 日
各 学 校（園）長 殿

江戸川区教育委員会
教育相談センター長 百々 和世

熱中症予防における幼児・児童・生徒の安全確保及び教育活動の取扱いについて（通知）

このことについて、各学校（園）における熱中症予防の取組を強化するとともに、幼児・児童・生徒（以下、児童等）が安全に教育活動を進められるよう、下記のとおり、対策の徹底をよろしくお願いします。

記

1 教育活動の実施について

環境省の「熱中症予防情報サイト」及び「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）を参考に、下部のとおり対応する。

（1）「東京都」に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合

・原則中止

（2）「東京都」に「熱中症警戒アラート」の有無における対応表

運動制限	熱中症警戒アラート有無	暑さ指数WBGT 【観測地点江戸川臨海】	留意事項
原則中止	有	危険（31 以上）【赤色】	・水泳指導を含め、すべて中止
厳重警戒	無	危険（31 以上）【赤色】	・激しい運動や持久走などは中止 ・10 分～20 分おきに休憩をとり適宜、水分補給を行いながら実施可
	有	厳重警戒（28 以上 31 未満） 【橙色】	
警戒	有	警戒（25 以上 28 未満）【黄色】	・30 分おきに休憩をとり適宜、水分補給を行いながら実施可

2 その他

（1）3 時間ごとの「暑さ指数（WBGT）」の予測に基づき、教育活動の変更も御検討ください。

（2）エアコン設備が整った屋内での運動は可とします。

（3）小学校においてはすすくスクールと連携し、児童の安全が確保できるような体制の構築をお願いします。

（4）児童等が熱中症等の症状により救急搬送が必要となった場合は、必ず教育委員会教育相談センター・教育指導課の学校（園）担当指導主事に報告をするようお願いいたします。

（5）【別添】熱中症報告様式の御提出をもって、事故等発生報告といたします。

〔問い合わせ先〕

教育相談センター TEL：5662-7722

教育指導課 TEL：5662-1634